北海道労働局長、宮城労働局長、埼玉労働局長、長野労働局長、静岡労働局長、広島労働局長及び福岡労働局長	平成三十年四月一日	ボイラーに係る製造時等検査の業務の全部	一年間
岐阜労働局長及び愛知労働局長	平成三十年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	三月間
三重労働局長	平成三十年四月一日	ボイラー及び第一種圧力容器に係る製造時等検査の業務の全部	九月間

農林水産大臣　齋藤　健

○農林水産省告示第六百十号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	セイフェザン	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第31896号 平成30年２月26日
〃	セイファセット	〃	第31897号 平成30年２月26日
Citrus reticulata Blanco	TANGO	The Regents of the University of California 1111 Franklin Street, 12th Floor, Oakland, California 94607-5200, USA	第26057号 平成30年２月13日
〃	DaisySL	〃	第30477号 平成30年２月13日
Cosmos Cav.	HAMCOSP	KIWI FLORA LIMITED 956 Oneriri Road, Rd2, Kaiwaka, 0573, New Zealand	第31767号 平成30年２月22日
Impatiens walleriana Hook. f.	Balboniwite	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第31803号 平成30年２月26日
〃	Balbonisal	〃	第31806号 平成30年２月26日
Lobelia L.	パラシオンブルー	早野公春 埼玉県本庄市寿３―５―36	第31555号 平成30年２月28日
Paulownia Sieb. et Zucc.	クム　ホヌア	株式会社グリーンサプライ・インターナショナル 千葉県長生郡一宮町一宮10078番地３	第22677号 平成30年２月19日

○農林水産省告示第六百十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Solanum lycopersicum L.	TTM076	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第29248号 平成30年１月30日
〃	鈴玉（すずたま）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第31269号 平成30年１月30日
Solanum tuberosum L.	タワラ　ワイス	俵正彦 長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁231番地	第27543号 平成30年１月25日

○農林水産省告示第六百十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロ及び第二号の三ロの規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示による改正後の平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号の規定は、平成三十一年産のぶどう、なし、もも、かき、くり及びうめに係る収穫共済の共済関係並びに平成三十年四月一日以後に共済責任期間の開始するりんご、なし及びぶどうに係る樹体共済の共済関係、これらの共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成三十年以前の年産のぶどう、なし、もも、かき、くり及びうめに係る収穫共済の共済関係並びに平成三十年四月一日前に共済責任期間の開始するぶどう及びなしに係る樹体共済の共済関係、これらの共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七五三一の一、七五三一の三から七五三一の六まで、七五三一の九、七五三一の一三、七五三一の一四、七五三四の一、七五三七から七五三九まで、七五四二の一、七五五五の一、七五五六、七五五八の一、七五五八の二、七五五八のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）